

自衛隊員と関わりのある事業者等の皆様へ ～倫理の保持にご協力ください～

自衛隊員は、法令により**利害関係のある事業者等の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。自衛隊員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者等の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

事業者等：法人その他の団体及び事業を行う個人をいいます。



金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典、供花含む。）



- ✓ 広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品
- ✓ 結婚披露宴や親の葬儀の際、親や配偶者との関係に基づいて出席した際の通常の社交儀礼の範囲内の祝儀・香典



酒食等のもてなし（接待）



- ✓ 多数の者（20名程度以上）が出席する立食パーティー
（但し、出席者の殆どが隊員と利害関係者である一企業のみ立食パーティー（複数の企業が共通の利害関係を有している場合も利害関係のある一企業とみなす）や、パーティーの趣旨が適切でない場合等の国民の疑念や不信を招く恐れがあるものは認められません。）
- ✓ 職務として出席した会議での簡素な飲食
- ✓ 割り勘で飲食を共にすること



車での送迎など、無償でのサービスの提供



- ✓ 職務で利害関係者を訪問した際に、公共交通機関が利用できない場合などの合理的な理由があるときに、利害関係者が日常的に利用している社用車などを利用すること



一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること （自隊隊員が自身の費用を負担する場合でも違反）



- ✓ 公務のための旅行や旅行会社のツアーでたまたま利害関係者と一緒になる場合



金銭の貸付け、無償での物品や不動産の貸付け 未公開株式の譲渡



- ✓ 金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること
- ✓ 職務として利害関係者を訪問した際に、物品（文房具など）を借りること

Q 利害関係者とは？

A 利害関係者とは、自衛隊員の職務における権限の行使や契約の相手方です。
具体的には、以下に掲げる者です。

- ✓ **許認可等**を受けている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
 - ✓ **補助金等**の交付の対象となる事業者等又は個人、補助金等の交付の申請をしている事業者等又は個人、補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
 - ✓ **不利益処分**の名宛人となるべき事業者等又は個人
 - ✓ **行政指導**により現に一定の行為又は不作為を求められている事業者等又は個人
 - ✓ **契約**を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等
- ☆ 「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）のことをいいます。

(注)利害関係のあった隊員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。

利害関係者でない者との間における規制



同じ相手から繰り返しのものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待を受けたり、金銭、物品等の贈与を受けたりすることは禁止されています。

☆ 「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の原因・理由、額、対象者の範囲、頻度、相手との関係性等を総合的に勘案して判断することとされています。

ホームページ、ホットライン及びe-ラーニング

自衛隊員倫理審査会HP

自衛隊員倫理審査会

検索



倫理ホットライン（通報及び相談窓口）

TEL 03-5261-0164（直通）

E-mail rinri-tshou@mod.go.jp

※通報者等のプライバシーは厳守します。



防衛省倫理ホットライン

検索

事業者向けのe-ラーニング

事業者等の皆さまにも自衛隊員の倫理規程について、理解を深めていただければと思い、事業者等向けのe-ラーニングを開設しましたので、ぜひご活用ください。



防衛省 倫理 事業者向けe-ラーニング

検索